

ひとりでも多くの方に 旅を楽しんでいただくために

障がいのあるなしにかかわらず共に生きる社会（共生社会）の実現を目指して、
2016年4月1日から「障害者差別解消法」が施行されました。

私たち旅行業協会会員の旅行会社は、「旅」を通じて共生社会の実現に取り組みます。

私たち旅行会社の取り組みに 皆様のご理解とご協力をお願いします。

旅をより楽しんでいただくために……

お申し込みにあたり、ご要望や特別な配慮が必要であれば、
必ずお申し出ください。

- 例えば
- 車椅子などの器具をご利用になっている方・心身に障がいのある方
 - 身体障害者補助犬をお連れの方・健康を害している方・妊娠中の方
 - 食物アレルギーのある方・その他特別な配慮が必要な方



私たちはお申し出について、以下の対応に努めます。

- 例えば
- お申し出の状況を踏まえご相談を承ります。
 - 交通機関や宿泊施設へバリアフリーの状況について確認します。
 - 貸切バスやレストランなどの座席位置に配慮します。

……あらかじめご了承ください……

- 交通機関や宿泊施設などの事情により、ご要望どりの手配ができない場合や、日程に大きな影響が出るなどの理由により、これに代わってご提案をしたり、やむをえずご参加をお断りさせていただくことがあります。
- ご要望や特別な配慮にかかる費用は、原則としてお客様のご負担となります。
- 添乗員は、旅行にご参加の至てのお客様が安全・快適なツアーをお楽しみいただくために、手配内容の確認、日程の調整、緊急時の対応などを行うために同行します。お客様の介護・介助には対応致しかねます。

